

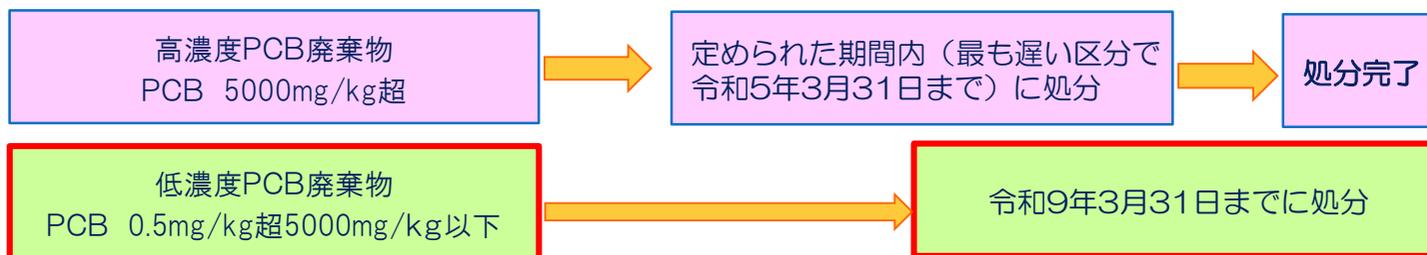
塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等について

課題

- 過去に一部の塗料にPCBが可塑剤*として添加されていたこともあり、塗膜くずからPCBが検出されることがある
- PCBを含む塗膜くずは、政令で定める期限までの処分が義務づけられている
- 今後の全国的な状況調査の結果によっては、対象塗膜の期限内処分の可否、高額な処理費用の負担等が、大きな課題となることが懸念される

*可塑剤：ある材料に柔軟性を与えたり、加工しやすくするために添加する物質

高濃度PCB含有塗料 昭和41(1966)年～昭和47(1972)年1月に製造された塩化ゴム系塗料



関連通知 平成30年11月28日「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査について」
環境省 環境再生・資源循環局 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長
→ 各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

令和元年10月11日「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長 連名
→ 各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

※関連通知の他に環境省より「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査実施要領の改定及び調査の進捗状況について」が定期的に発出されている

要望

- 塗膜に含まれる低濃度PCB廃棄物については、その処分期限を延長すること〔要望事項(1)〕
- 塗膜に含まれる低濃度PCB廃棄物の処理が効率的かつ合理的に進むよう、処理対象塗料(膜)の明確化及び処理体制の充実・多様化を図るとともに、塗膜除去にかかる工事費、PCB含有濃度に係る調査及び処理費用に対する財政措置を講ずること〔要望事項(2)〕